

ポーランド

特許規則

2005年6月14日改正

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第2章 特許の出願

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第3章 実用新案の出願

第16条

第4章 特許及び実用新案の出願の処理

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条 (削除)

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第28条

第29条

第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条

第 5 章 国際出願の処理

第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条

第 6 章 最終規定

第 47 条

附則 1 特許及び実用新案の出願に関する方式要件

附則 2 特許又は実用新案の出願に添付される書類の要件

第1章 総則

第1条

本規則は、次の事項を規制する。

- (i) 特許及び実用新案の出願要件の明細
- (ii) 特許庁による出願の処理及び審査の範囲及び手続の明細
- (iii) 特許及び実用新案の出願が公開される方法及び様式並びに特許庁が要約において訂正することを授けられる範囲
- (iv) 技術水準に関する報告が確定される様式並びにそれを第三者の利用に供する方法及び期間

第2条

本規則において行う言及の意味は、次の通りとする。

- (i) 「法」とは、2000年6月30日の法律—産業財産法をいい、言及される条文であって他の更なる表示を伴わないものは同法の条文をいう。
- (ii) 「特許庁」とは、ポーランド共和国特許庁をいう。
- (iii) 「出願人」とは、自己のために特許庁に特許又は実用新案の出願をする者をいう。
- (iv) 「国内出願」とは、法律に基づいて特許庁に出願された特許又は実用新案の保護を求めらる出願をいう。
- (v) 「追加出願」とは、追加特許の出願を含む特許出願をいう。
- (vi) 「国際特許分類」とは、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定(Wiadomosci Urzedu Patentowego, 1997 No 5)の最新版で確定された分類をいう。
- (vii) 「条約」とは、1970年6月19日にワシントンで調印された特許協力条約(Journal of Laws of 1991 No 70, text 303 and of 1994 No 73, text 330)をいう。
- (viii) 「規則」とは、条約に基づく規則(Wiadomosci Urzedu Patentowego, 1993 No 8)をいう。
- (ix) 「国際出願」とは、条約に基づいてなされた特許又は実用新案の出願をいう。
- (x) 「受理官庁」とは、条約に基づいて国際出願を受けることができる当局としての機能を果たす特許庁をいう。
- (xi) 「指定官庁」とは、条約第I章に従って出願人によって指定された国の当局としての機能を果たす特許庁をいう。
- (xii) 「選択官庁」とは、条約第II章に従って出願人によって選択された国の当局としての機能を果たす特許庁をいう。
- (xiii) 「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。
- (xiv) 「国際調査機関」とは、条約第16条にいう当局をいう。
- (xv) 「送付手数料」とは、国際出願について受理官庁によって請求される手数料をいう。
- (xvi) 「国内手数料」とは、国際出願について指定官庁又は選択官庁によって請求される手数料をいう。

第3条

条約若しくは規則の規定又は本規則第41条から第46条までの規定によって規制されない場

合は、国内出願に係る本規則の規定が国際出願に準用される。

第2章 特許の出願

第4条

- (1) 特許出願は、法第31条(1)にいう要素に加えて、特に次のものを含まなければならない。
- (i) 出願人が先の優先権の権利を主張する場合は、優先権書類
 - (ii) 第93の6条(3)にいう認証書
 - (iii) 優先権書類が出願人以外の者を記載する場合は、優先権を主張する出願人の権利が基礎とする理由の陳述書
 - (iv) 出願人が代理人を介して行為をする場合は、委任状
- (2) 優先権書類は、(1)(ii)及び(iii)にいう書類を伴わなければならない。

第5条

- (1) 特許出願の願書は、少なくとも次のものを含まなければならない。
- (i) 出願人の姓名又は名称及び住所又は本拠並びに税金確認番号(TIN)及び国民識別番号(PESEL)又は企業登録番号(REGON)。ただし、出願人がこれらの番号を付与されている場合に限る。
 - (ii) 出願人が代理人を介して行為をする場合は、代理人の姓名及び住所
 - (iii) 特許付与又は追加特許付与の請願。後者の場合は、併せて原特許の又は原特許付与出願の番号の表示
 - (iv) 発明の名称
 - (v) 発明者の姓名及び住所
 - (vi) 出願人と発明者が同一人でない場合は、出願人の特許を受ける権利が基礎とする理由
 - (vii) 出願人の署名又は出願人が代理人を介して行為をする場合は、代理人の署名
- (2) (1)にいう願書には次のものを含めることができる。
- (i) 出願人が先の出願についての優先権の利用を望む場合は、少なくとも先の出願がなされた日付及び国又は博覧会の名称、場所及び国、並びに発明が当該博覧会で展示されていた日付の表示を伴う優先権の申立書
 - (ii) 2以上の出願人がある場合であって、それらの間に共通の代理人がない場合は、通知の送達を受けることを授權されている者
 - (iii) 添付書類の一覧

第6条

- (1) 発明の説明(以下「説明」という)は、以下の順序で、次の通りとしなければならない。
- (i) 発明の名称を記載する。これには、説明及び特許クレームに呈示された技術的な解決方法の技術的特徴に関して、発明の主題を明瞭な方法で表現するものでなければならないが、架空名称若しくは個人名を含めてはならず、また、発明の利点若しくは新たな特徴を明示的に訴える表現を含めてもならない。
 - (ii) 発明が関係する技術分野を特定する。
 - (iii) 出願人が知る範囲で発明、特にその新規性及び進歩性を理解するために、また、発明に関連する技術水準の調査及び出願された発明の審査を行うために、役立つとみなされる背景技術を表示する。説明の当該部分では、技術水準を反映する刊行物の文献データを併せ引

用することが望ましい。技術水準は、技術水準との関連を示す注釈を加えた別紙上での図面で呈示することが認められる。

(iv) 発明の実施を可能にする程度までその内容及び解決方法の全体が理解できるような用語で発明をクレームされたとおりに開示する。生物工学的発明が説明で十分に開示できない場合は、寄託された生物学的材料への言及が、少なくとも寄託がなされた寄託機関の名称及び住所並びに当該機関によって寄託に与えられた受託番号の表示、又は微生物が公衆の閲覧に供される旨の表示をもって加えられなければならない。

(v) 発明の有利な効果(該当する場合)を背景技術への言及をもって説明する。

(vi) 図面(該当する場合)の図を説明する。

(vii) 図面(該当する場合)への言及をもって発明を実施する少なくとも1の方法を詳細に説明する。

(viii) 説明の他の部分又は発明の内容から明白でない場合は、発明を実施可能とする方法を表示する。

(1a) (1)に明示された説明の様式及び構成は、発明のよりよい理解及びより簡潔な方法での呈示に役立つ場合は、変更することができる。

(2) 説明は、公序良俗に反する表現又は発明に明らかに欠ける利点若しくは価値の申立に関する陳述を含むことはできず、架空名称若しくは個人名を含むこともできない。

(3) (1)、(1a)及び(2)の規定は、法第30条にいう出願(以下「追加出願」という)の説明に準用する。ただし、(1)(iii)に指定された説明の部分は、原特許の主題である発明を呈示し、かつ、原特許の番号(又は出願番号)を表示しなければならない。

第7条

(1) 法第31条(1)(iii)にいう特許クレームは、発明が有していない特徴を記載してはならず、発明又はその個々の特徴を評価する種類の表現を含めることもできない。

(2) 特許クレームは、説明に呈示されていない特徴を含めてはならない。

(3) 出願人が発明の複雑さを考慮して2又はそれ以上のクレームを作成した場合は、クレームにはアラビア数字で連続番号を付さなければならない。

第8条

(1) 法第33条(4)にいう独立クレームは、次のものを含まなければならない。

(i) 特定のクレームにおいてクレームされた発明の主題を定義する名称で始まり、かつ、クレームされた発明の主題の定義に必要な技術的特徴(全体として技術水準と理解される)を表示する陳述書(非特徴部分)

(ii) 「次のとおりであることを特徴とする」の語句が前置される特徴部分であって、クレームされた発明の技術的特徴(特徴付け)を簡潔に陳述するもの。この技術的特徴は、発明を非特徴部分において表示された技術的特徴の組合せを有する他の技術的解決方法から識別することになるものである。化合物の場合は、その同等物を含め化合物の構造を呈示しなければならない。

(2) (1)の規定は、追加出願における独立クレームに準用される。独立クレームの非特徴部分には次の事項を記載しなければならない。

(i) 原特許によって保護される発明の技術的特徴の組合せである技術的特徴の組合せ

(ii) 「特許番号...による」の語句が前置される原特許の番号、又は特許がまだ付与されていない場合は、出願番号

(3) 法第 33 条(4)にいう従属クレームは、次のものを順に含まなければならない。

(i) 発明の簡略化された名称又は発明の名称の簡略化された関係部分としてのクレームされた主題の短い定義

(ii) それが言及する 1 又は複数のクレーム。言及においては言及されたクレームの 1 又は複数の番号を表示しなければならない。

(iii) 「次のとおりであることを特徴とする」の語句が前置される特徴部分。これには特定の従属クレームで追加して主張される技術的特徴を記載しなければならない。

(4) (3)にいうクレームは、2 又はそれ以上のクレームに言及することができる。その場合は、複数の特許クレームは、相互従属性及び当該クレームによって保護される発明の主題を明瞭に示す方法で一まとめにしなければならない。1 の特許クレームは、2 以上の独立クレームに言及してはならない。

(5) ある従属クレームが、それ自体の技術的特徴に加えて、別のクレームに含まれるクレームされた主題のすべての限定を含む場合は、その従属クレームには当該別の 1 クレームへの言及がなされなければならない。

(6) ある従属クレームが、それ自体の技術的特徴に加えて、それが関係するとみなされる特定の複数クレームに含まれるクレームされた主題のすべての限定を含む場合は、その従属クレームには当該の複数クレームへの言及がなされなければならない。

(7) クレームは、説明又は図面への言及に依拠してはならない。特に「説明の...の部分に説明するように」又は「図面の図...に図示するように」のような言及に依拠してはならない。

(7a) 説明又は図面への言及がクレームされた発明の定義のために又は求められる特許保護の範囲の定義のために必要な場合は、(7)の規定は適用されない。

(8) 出願が図面を含む場合は、クレームに記載された技術的特徴の後に、これらの特徴に関連する図面の個々の部分に言及する照合符号を付すことが望ましい。照合符号を使用するときは、括弧内に入れることが望ましい。クレームに照合符号を含めることがクレームの迅速な理解を特に助けるものでない場合は、この符号を付してはならない。

(9) (削除)

第 9 条

発明の内容上の理由で第 8 条(1)から(3)までに従って特許クレームを作成することが困難な場合は、次の通りとする。

(i) 特許クレームの内容は、クレームされた発明の技術的特徴の呈示であって、法第 25 条(2)及び(3)の意味内の技術水準によって構成される他の技術的解決方法から発明を識別するものに限定することができる。

(ii) 出願が化合物に関する場合は、クレームの内容は、化合物の構造の呈示に限定し、又は微生物学的発明の場合は、1 又は 2 以上のヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列一覧の呈示若しくは寄託された生物学的材料(寄託がなされた寄託機関の表示及び当該機関によって寄託に与えられた受託番号を伴う)への言及に限定することができる。

第10条

(1) 法第31条(2)にいう図面は、発明の複雑さを考慮し、説明とクレームとの組合せで捉えた発明の理解に必要である数の図で発明の主題を呈示しなければならない。

(2) 発明の内容上の理由で、発明がその理解のためには必要でないが、図面で図示することができる場合は、出願人は、出願に図面を含めることができる。

(3) 第11条(1)(ii)、(2)及び(4)の規定に従うことを条件として、化学構造式は、別紙上に呈示された場合は、図面とみなされる。以下の規定における図への言及も式として表示された個々の化学構造式を意味する。

(4) 第6条(2)の規定を準用する。

第11条

(1) 法第31条(1)(iv)にいう説明の要約(以下「要約」という)は、次のものからも構成される。

(i) 出願人が、発明の十分な開示のために生物学的材料の寄託に言及する場合は、寄託がなされた寄託機関及び当該機関によって寄託に与えられた受託番号の表示

(ii) 発明の主題上必要な場合は、出願に含まれるすべての式の中で発明を最善に特徴付ける化学式。理由がある場合は、要約は2以上の構造式を含むことができる。構造式は、要約に添付する別紙に記載することができる。

(2) 要約は、出願に含まれるすべての図の中で発明を最善に図示する図の番号を示さなければならない。理由がある場合は、2以上の図を表示することができる。

(3) 要約は、簡潔なものとし、かつ、A4サイズの3分の1以下とする。要約は、クレームされた発明の利点若しくは価値の申立の陳述又は特定の場所、時間における若しくは特定の者による推測的利用に関する情報を含めてはならない。第6条(2)の規定を準用する。

(4) 要約に記載され、かつ、図面の特定の図によって図示された発明の主な技術的特徴の各々は、その図についての照合符号を付さなければならない。その際、符号は括弧内に入れるものとする。

(5) 特許庁は、(1)から(4)までの所定の要件に適応させ、又は明らかな誤謬若しくは文法的錯誤を削除するために要約を訂正することを許される。ただし、これには要約の内容に実質的変更がないことが求められる。特許出願の公開のためには、発明の名称も第6条(1)(i)に規定された範囲で変更することができる。

第12条

用語及び符号は、出願を通して統一され、かつ、現行規定及び取り入れられた慣行に従っていないなければならない。

第13条

(1) 説明、クレーム及び図面は3部、要約は2部並びに出願の他の部分は1部のみ提出するものとする。

(2) 説明及びクレームは、出願人又は代理人が署名しなければならない。

第 14 条

特許出願の要件の詳細は、本規則の附則 1 及び附則 2 に明記する。

第 15 条

(1) 出願人が 2 又はそれ以上の発明を 1 の単独出願に含めることを選択する場合は、出願には特に次のものを含めることが許される。

(i) 製品についての独立クレームに加えて、製品の製造のために特別に適用される方法についての独立クレーム及びその方法を実施するために特別に設計された装置又はその他の技術的手段についての独立クレーム、又は

(ii) 方法についての独立クレームに加えて、その方法を実施するために特別に設計された装置又はその他の技術的手段についての独立クレーム、又は

(iii) 製品についての独立クレームに加えて、製品の製造のために特別に適用される方法についての独立クレーム及び製品の使用についての独立クレーム。

(2) (1)の規定に従うことを条件として、出願には次のものを含めることが許される。

(i) 同じ発明の範疇(製品、方法又は装置)内の 2 又はそれ以上の独立クレーム。これはそれらを単一クレームにまとめることができないか又は適切でない場合である。

(ii) 独立クレームにおいてクレームされた発明の特定の実施態様をクレームする合理的な数の従属クレーム

第3章 実用新案の出願

第16条

(1) 第4条から第8条まで、第9条(i)、第10条から第14条まで及び第15条(2)(ii)の規定を実用新案の出願に準用する。

(2) 実用新案の出願は、1の単一独立クレームのみを含むことができる。

(3) 独立クレームに明示された技術的特徴の詳細の呈示、及び主題又はその要素の様々な実施態様の特徴の呈示のために、(1)にいう出願は、従属クレームを含むことができる。

(4) 必要な場合は、法第97条(2)にいう実用新案の図面には、第1図として、出願の主題の全体像を呈示しなければならない。

(5)－(6) (削除)

第4章 特許及び実用新案の出願の処理

第17条

(1) 特許庁は、出願の受領後、かつ、出願が少なくとも法第31条(3)にいう書類を含む場合は、法第41条(1)にいう行為を直ちに遂行しなければならない。

(2) ファックスで受領した出願の場合は、特許庁は、出願の原本を受領した後に、出願日を付与し、かつ、ファックスで受領した写しとの同一性を点検しなければならない。

(3) 出願の原本がファックス送信後30日を過ぎて受領されたこと若しくはそれがファックスの写しと同一でないこと、又は後者の判読不能のために、発明の開示及び求められる保護の範囲に関する情報を確認することが不可能であることを特許庁が認めた場合は、原本の受領日が実際の出願日とみなされ、この事実は命令によって確認される。

第18条

(1) 法第32条の要件である特許に対する権利の基礎となる理由の陳述が願書に含まれていないことを特許庁が認めた場合は、特許庁は、出願人に対し、相応に通知し、かつ、定められた期限内にこの不備の是正を求めなければならない。

(2) 出願人が期限内にこの求めに応じない場合は、出願は取り下げられたものとみなされ、手続は停止される。

第19条

(1) 出願手数料が未納であることを特許庁が認めた場合は、特許庁は、出願人に対し、1月以内に納付するよう求めなければならない。その期間内に、出願人は手数料の一部免除を請求することができる。

(2) 納付を怠り、また、免除の請求を提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされ、手続は停止される。

第20条

(1) 要約が欠けていることを特許庁が認めた場合は、特許庁は、出願人に対し、この不備を定められた期間内に是正するよう求めなければならない。要約を定められた期限内に提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされ、手続は停止される。

(2) 出願の公開前に保護が求められる主題がその範囲において限定されていることを特許庁が認めた場合は、特許庁は、出願人に対し、定められた期限内に要約を補正するよう求めなければならない。補正は、全文を作成し直す必要がない場合は、特許庁自体が行うこともできる。

第21条 (削除)

第22条

理由がある場合は、特許庁は、出願人に対し、定められた期限内に出願に関する証拠及び説明、特にその者が特許、追加の特許を受ける権利又は先の優先権を享受する権利を有することを裏付ける証拠及び説明を提供するよう求めることができる。

第 23 条

- (1) 特許庁は、なされた特許出願についての次の明細を、法第 43 条に従って出願公報「Biuletyn Urzedu Patentowego」において公開しなければならない。
- (i) 国際特許分類の少なくとも 1 の記号
 - (ii) 特許出願番号
 - (iii) 出願日
 - (iv) 先の優先権の日付及び国並びに出願番号又は博覧会の表示
 - (v) 出願人の姓名又は名称
 - (vi) 出願人の居所又は本拠及び国
 - (vii) 発明者の姓名
 - (viii) 発明の名称
 - (ix) 要約及び図面の 1 図(必要な場合)
 - (x) 特許クレーム番号
 - (xi) 特許クレームになされた変更の日付(該当する場合)
- (2) 特許出願の明細の公開日は、(1)にいう表示が出願公報に公開された日とみなされる。
- (3) 特許庁は、発明がクレームにおいてより良く呈示されているとみなす場合は、(1)(ix)にいう要約の代わりに特許クレームの公開を選択することができる。

第 24 条

- (1) 次の場合は、特許出願の明細は公開してはならない。
- (i) 公開前に、手続が特許庁によって停止されている場合
 - (ii) 特許庁が特許の付与を拒絶しており、かつ、その旨の決定が最終となっている場合
 - (iii) 手続が、公開日の少なくとも 2 週間前であって、公開の技術的準備の終了以前に提出された出願人の明示の出願取下の通知によって停止される予定である場合
- (2) 特許庁の当該決定に不服申立がされる場合は、特許庁は、法第 43 条(3)に従って手続を遂行する。

第 25 条

法第 48 条にいう命令を発する前に、特許庁は、出願人に優先権の付与に反対する理由を知らせ、かつ、説明を提出するか又は判明した欠陥を削除するための期限を定めなければならない。

第 26 条

- (1) 法第 39 条にいう分割出願の提出の求めがある場合は、発明を出願するときに納付した手数料は、出願人によって維持されるクレームの中の最初のものにおいて提示された発明を出願するための手数料とみなされ、当該分割出願は、原出願に付与された番号を保持する。他の出願は、その受領日に対応する後続の番号を付与され、原出願日を保持する。出願人は、分割出願の手数料を納付する義務を負う。
- (2) 原出願が法第 43 条に従って特許庁によって既に公開されている場合は、(1)にいう後にされた分割出願は、更なる公開に服さない。
- (3) 出願人が定められた期限内に分割特許出願をすること、又はそれに伴う手数料を納付す

ることを怠る場合は、出願は特許庁によって取り下げられたものとみなされ、その部分に関する手続は停止される。

(4) (3)にいう事例においては、特許庁は、発明の一部を取り下げた結果として書類を補正するよう出願人に求める。出願人がそうすることを怠る限りにおいて、また、全文を著しく作成し直す必要がない場合は、特許庁も当該補正をすることができる。

(5) 出願人が原出願に含まれる発明の分割出願を、特許庁によって求められることなく行った場合は、(1)及び(2)の規定が準用される。

第27条

特許庁は、手続の停止を条件として、次のことをすることができる。

(i) 発明及び求められた保護の範囲の熟練者による理解のために必要な場合は、出願人に対し、発明の説明、クレーム又は図面の内容に関する説明を提出し、また、発明の説明、クレーム又は図面に一定の訂正又は追加をするよう求めること

(ii) 定められた期限内に図面を提出することを出願人に請求すること

第28条

(1) 特許庁は、模型又は見本を呈示することが発明の理解を実質的に助ける場合は、それが出願人に多大な困難を与えない場合に限り、それらの呈示が望ましい旨を勧告することができる。

(2) 出願人が模型又は見本を定められた期限内に提供しない場合は、特許庁は、受領している書類に基づいて特許付与に関する決定をする。

(3) 模型又は見本の寸法は50cm×50cm×50cm以下とする。模型又は見本は耐久性のある方法で作成しなければならない。

(4) 査閲を受けた後、模型及び見本は廃棄される。ただし、提出時に出願人が返還を希望する旨の届出をした場合は、その限りでない。

第29条

(1) 調査報告書が作成された後に、特許庁は、直ちにそれを出願人に通知しなければならない。報告書は、英語、フランス語及びドイツ語による特許庁収集物中の利用可能な特許文献、ポーランド語による特許出願及び付与された特許、並びにその他審査官が考慮に入れることができる書類を基礎として作成されなければならない。同等物の場合は、審査官は、本人に最も分かりやすい言語による1の書類を引用することができる。

(2) 法第47条(1)にいう調査報告書は、次のものを含まなければならない。

(i) 国際特許分類による分類記号であって、特許出願の主題が分類されているもの、及び前記の分類に従って行われた調査範囲

(ii) 調査報告書の作成時に特許庁が利用可能な書類であって、出願の主題について特許付与の基準が満たされているか否かを評価する際に考慮に入れることができるもの

(iii) (ii)にいう書類から導かれた結論の、特許クレーム(書類の言及対象)への言及。必要な場合は、書類の関連部分を表示する。

(iv) 引用書類についてのマーク付け。特に次の記号を使用する。

(a) X—発明の新規性を争う書類

- (b) Y-発明の進歩性を争う書類
- (c) A-背景技術の部分であって、新規性又は進歩性を争わない書類
- (d) E-発明の新規性を争うが技術的解決方法の提出後に公開された書類
- (3) (削除)
- (4) 調査報告書は、封印し、かつ、その作成担当者が署名しなければならない。
- (5) 出願の公開後に、(1)にいう報告書は、第三者の利用に供することができる。報告書は、利害関係人の合理的な請求があったときは、特許庁の就業日及び就業時間に、特許庁の資料室で利用に供される。
- (6) 特許庁長官は、出願公開後に既に利用に供されている調査報告書の公開を命令することができる。

第30条

- (1) 出願の処理中に、又は特に第26条にいう分割出願の結果、出願人が出願時の技術的解決方法の説明に開示された主題を超える追加又は変更を行う場合は、特許庁は、その不許可を決定し、かつ、出願人に関連する訂正をするよう求めなければならない。
- (2) 出願人が、出願の明細の公開後に公開前に求められた保護の範囲を拡張する変更を特許クレームに加えた場合は、(1)の規定を準用する。

第31条

調査報告書に引用された書類及び発明に関連すると見られるその他の書類は、審査の過程において特に考慮されなければならない。

第32条

- (1) 特許庁は、審査の過程において次のことを行う。
 - (i) 特に出願の主題が、構造又は構成に関する技術的特徴から判断して、出願可能な実体的な創造物に関係しておらず、また物質に作用する特定の技術的方法にも、技術水準に含まれる物質の新たな用途にも関係していないことを庁が明らかにした場合は、発明としての出願の主題の認容を拒絶する。
 - (ii) 出願に含まれる、技術的解決方法又はその変種の技術的特徴のすべてが、全体として技術水準に含まれており、かつ、予期できない効果の出現によって特徴付けられていないことを特許庁が証明することができる場合は、出願の主題を新たな発明として認容することを拒絶する。
 - (iii) 特許庁が技術水準から書類を引用することができ、その書類を基礎として特許庁が、当該技術の熟練者の平均的熟練度を考慮に入れたときに、発明が実施され又は利用される可能性が当該技術水準に明瞭に示されていることを合理的に主張することができる場合は、新規性の基準に適合するクレームされた発明を、進歩性を含まない技術的解決方法として認容する。
 - (iv) 特に、製品の製造のために当該解決方法が実施されること又はクレームされた方法が技術的な意味で実施されることが不可能であることを特許庁が認めたときは、出願の主題を産業上の利用可能性のある技術的解決方法として認容することを拒絶する。
- (2) 特許庁は、(1)に明示する場合及び次のことを認めた場合は、法第49条にいう決定をす

る。

(i) 法第 29 条の規定に従ってクレームされた発明が保護から除かれていること

(ii) 呈示された発明において、それが実施されるために必要な実質的情報のすべてが十分に開示されていないか、又は特許クレームにおいて、出願人が出願の主題に関するものであって、法第 33 条(3)にいう少なくとも 1 の技術的特徴の表示によって、求める保護の範囲を定義することを怠っていること

(iii) 特許を出願する者が、特許を受ける権利を有していないこと

(3) (2)にいう決定をする前に、特許庁は、出願人が特許付与の法定要件の欠如を示す証拠資料について意見を提出することができる期限を定めなければならない。

(4) 特許付与の法定要件の欠如が出願の一部に関してのみ認められた場合は、(3)の規定を準用する。

(5) 出願人は、(2)に従って呈示された認定のすべて又は一部に同意する場合は、特許付与の障害を除去するために自己が適切とみなす出願の追加又は変更を、定められた期限内に行う権利を有する。この追加又は変更を行う場合は、出願人は、追加又は変更の事項が出願日に開示されていた説明の当該部分を表示することができる。

(6) (3)に規定された期限内に出願人からの応答がない場合は、特許庁は、特許付与の拒絶について決定をする理由を再検討する自らの義務から解放されるものではない。

第 33 条

(1) 特許付与の決定をする前に、特許庁は、次のことをすることができる。

(i) 命令によって、出願人に対し、出願を構成する書類において、発明の適切な呈示のために、かつ、説明、クレーム及び図面からの公序良俗に反する要素又は発明に明らかに欠ける利点若しくは価値の申立を表示し又は架空名称若しくは個人名を含む要素の削除のために必要な範囲での一定の変更又は追加を、その不遵守の場合は手続停止となることを条件として、要求すること

(ii) 軽微な方式上の欠陥及び他の明らかな誤謬又は誤記を削除するためにのみ、また、(2)にいう事例の場合は、説明、クレーム又は図面を自ら訂正すること

(2) (1) (i)にいう変更又は追加は、クレームの記述及び図面から特許を受けることができる発明に関係のない要素及び情報を削除することも含むことができる。変更及び追加は、同様に発明の名称及び主題の定義における正規の訂正も含むことができる。

(3) (削除)

第 34 条

(1) (2)から(4)までに従うことを条件として、第 17 条から第 31 条まで、第 32 条(1) (i)及び(ii)並びに(2)から(6)まで、第 33 条、第 35 条並びに第 36 条の規定を実用新案出願の手続遂行に準用する。

(2) 特許庁は、出願においてクレームされた実用新案が製品の製造又は利用において有益な実現性のある成果の出現可能性がないことを認めた場合も、保護の権利を付与することの拒絶を決定する。

(3) 実用新案の出願は、出願が第 17 条にいう要素に加えて実用新案の主題に関する図面を出願日に含んでいたか否かについて点検を受けなければならない。

(4) 審査の過程において特許庁が出願に含まれる図面が技術的解決方法を図示しないことを認めた場合は、第 32 条(2)(ii)の規定を準用する。

(5) (削除)

第 35 条

(1) 特許庁がする通信は、出願人によって表示された宛先へ送付しなければならない。

(2) 出願人が代理人を任命している場合は、特許庁は、通信を代理人の宛先へ送付しなければならない。

(3) 出願人又はその代理人の請求があったときは、関連する手数料の納付を条件として、通信は、それらの者が表示する宛先へ、特許庁が届けなければならない。

第 36 条

(1) 特許又は実用新案の出願の処理中に、特許庁は、出願人の請求があったときは、法第 19 条にいう優先権書類を交付することができる。

(2) (1)にいう優先権書類は次のものから構成される。

(i) 出願人の姓名又は名称、出願人が出願において出願人として記載されている発明の名称、出願日及び番号を含む特許庁によって交付された証明書、及び

(ii) 出願人によって願書に添付された第 31 条に挙げる書類の写しであって、出願日の確定を可能にするもの。特許庁は、この写しを真正な写しとして認証し、出願人本人の変更が優先権書類の交付前になされていた場合は、その変更を注記しなければならない。

(3) 特許庁は、出願人の発明が博覧会で先に展示されていた場合は、(2)(i)にいう証明書に出願人によって主張された優先日を注記しなければならない。

(4) この証明書は、封印されなければならない、かつ、書面で特許庁長官から署名することを授権された上級職員によって署名されなければならない。

第 37 条

正規の維持手数料が期限内に納付されていることを点検した後、特許庁は、特許付与に関する情報を登録簿に記入し、かつ、特許明細を公告し、更に出願人に特許証を交付する。

第 38 条

(1) 法第 54 条にいう要素に加えて、特許証は、権利の所有者、特許番号及び発明の名称の記載を伴う特許付与に関する証明書を含まなければならない。

(2) (1)にいう特許証は、封印され、かつ、書面で特許庁長官から署名することを授権された上級職員によって署名されなければならない。

第 39 条

公報に公告される特許付与の告知は、特に次のものを含まなければならない。

(i) 特許番号

(ii) 出願日及び出願番号

(iii) 出願の公告日

(iv) 国際特許分類の記号

- (v) 発明の名称
- (vi) 権利の所有者の姓名又は名称
- (vii) 出願人の姓名

第 40 条

(1) (2)に従うことを条件として、第 37 条から第 39 条までの規定を実用新案の保護の権利に準用する。

(2) 実用新案の明細書は公告しない。明細書は、請求があったときは、印刷写しの形態により、また、特許庁の資料室において、有料で第三者の利用に供される。

第 5 章 国際出願の処理

第 41 条

- (1) 受理官庁になされる国際出願は、次の言語の 1 としなければならない。すなわち、英語、フランス語又はドイツ語。
- (2) 国際出願と称するすべての書類は、3 部提出しなければならない。
- (3) 国際出願の願書は、国際事務局によって作成された様式で提出しなければならない。

第 42 条

- (1) 第 41 条にいう国際出願は、規則に規定する送付手数料及び国際手数料の納付を条件とする。
- (2) (1)にいう送付手数料は、前納とする。手数料はまた、特許庁からの納付の求めが送達された日から 1 月の期間内に納付することもできる。

第 43 条

- (1) 特許庁は、出願公報において、出願人がポーランドでの保護を求める国際出願の国際事務局による公告の通知を掲載する。
- (2) 特許庁は、条約に定められた期限内に処理の開始請求、国際出願の写し(写しが国際事務局によって提供されていない場合)及びそのポーランド語翻訳文並びに国内手数料の納付を受領した後に、指定官庁又は選択官庁としての資格で国際出願の処理を開始する。
- (3) (2)にいう翻訳文は、要約を除き、請求の提出日から 3 月の期間内に提出することができる。
- (4) 国内手数料は、請願の提出時に前納しなければならない。手数料はまた、特許庁からの手数料納付の求めが送達された日から 1 月以内に納付することもできる。
- (5) (2)にいう国際出願の翻訳文は、次のものを含まなければならない。
 - (i) (削除)
 - (ii) 発明又は実用新案の説明
 - (iii) 特許クレーム又は実用新案の保護のクレーム
 - (iv) 図面の文言並びにヌクレオチド及びアミノ酸配列
 - (v) 発明又は実用新案の説明の要約
- (6) (5) (iii)にいうクレームの翻訳文は、出願時のクレームの翻訳文及び条約第 19 条に基づいて補正されたクレームの翻訳文並びに条約第 19 条に基づいて提出された陳述書の翻訳文を含まなければならない。
- (7) (5)にいう国際出願の要素が条約第 34 条(2)に基づいて補正された場合は、(6)の規定を準用する。
- (8) 国際出願の翻訳文は、3 部提出しなければならない。
- (8a) (2)にいう請求には第 5 条の規定を準用する。
- (9) (10)に従うことを条件として、国際出願の翻訳文は、第 4 条(1) (i)から (iv)までにいう書類を添付しなければならない。
- (10) 特許庁に提出された先の出願に関する場合、又は規則に従って国際事務局によって特許庁へ既に提出された書類が(13)にいう言語の 1 で提出されている場合は、優先権書類は提出

を要求されない。

(11) (9)にいう書類は、各1部提出する。

(12) (9)にいう書類がポーランド語以外の言語で提出されている場合は、これら書類は、(13)に従うことを条件として、翻訳者が署名するポーランド語翻訳文を添付しなければならない。

(13) 書類が英語、フランス語、ドイツ語又はロシア語で提出されており又はこれらの言語の1への翻訳文が添付されている場合は、(12)の規定は、第4条(1)(i)にいう書類には適用されない。

(14) (2)にいう手続中に、提出され又は国際事務局によって送達された書類の中に国際出願の写し又は(9)にいう書類が欠けていることを特許庁が認めた場合は、特許庁は、期限内にそれらを提出するよう関係当事者に求めなければならない。

第44条

第43条(2)にいう手続中に、特許庁は、国際出願に言及する通信のファックスによる送信を受理する。ただし、ファックス送信の30日以内に、そのように送信された書類の原本が先の送信の事実を表示するカバーレターを付して提出されることを条件とする。

第45条

(1) 指定官庁としての又は選択官庁としての特許庁によって付与手続が開始された国際出願は、国内出願の後続の番号を付与される。

(2) 特許庁は、指定官庁としての又は選択官庁としての特許庁に対して手続が開始された国際出願について出願公報に公告する。

第46条

(1) 国際出願において、発明の単一性の要件を遵守していないものとして国際調査機関によって判定された出願のある一部に関して、国際調査報告書が欠けている場合は、国際出願の当該部分は、単一性の要件を遵守していないものとして特許庁によって判定される範囲で取り下げられたものとみなされ、手続は関係部分において停止される。

(2) 特許庁の求めによって出願人が行った分割出願であって、特許庁へ直接なされた出願について規定される手数料が納付された場合は、(1)の規定は準用されない。

第6章 最終規定

第47条

本規則は、公布日の14日後に施行される。

附則 1 特許及び実用新案の出願に関する方式要件

1. 出願を構成するすべての書類(説明, クレーム, 図面及び要約)は, 3分の2までの線形縮小による複製後にすべての詳細が十分に判読可能なように呈示されなければならない。
2. 各用紙は, 皺, 裂け目, 消し跡, 変更, 重ね書き及び行間挿入のないものとする。この規則を守らなくとも, 内容の真正に疑いがなく良好な複製の要件に不安がない場合は, 許される。
3. 各用紙は, 片面のみを使用する。
4. 各用紙は, 縦に用いる。すなわち, 短辺を上下とする
5. 出願のすべての要素は, 柔軟で強力, 白色で滑らか, 光沢のない耐久性のある紙面上に記載する。
6. 出願の各要素は, 新たな用紙上に始める。
7. 出願の要素が 2 又はそれ以上の用紙で構成される場合は, すべての用紙は, 照合時に容易にめくることができるように綴じなければならない。
8. 用紙のサイズは, A4(29.7cm×21cm)とする。
9. 願書, 説明, クレーム及び要約を含む用紙の最少余白は, 次のとおりとする。
 - － 上端, 右端及び下端余白－20mm
 - － 左端余白－25mmただし, 上端及び左端余白は 40mm, 右端及び下端余白は 30mm とすることが勧められる。
10. 図面を含む用紙の最少余白は次のとおりとする。
 - － 上端－2.5cm
 - － 左端－3.5cm
 - － 右端－1.5cm
 - － 下端－1cm
11. 用紙は, 使用可能な又は使用済の面の周りに枠又は単線を含めてはならない。
12. 余白は, 空白でなければならない。
13. 出願のすべての用紙は, 願書を除き, 連続するアラビア数字で番号を付し, 番号は用紙の上端余白の下部寄りに中揃えする。
14. 説明の各用紙の 5 行目ごとに番号を付すことが勧められる。この番号(5, 10, 15 等)は用紙の左端余白の右に寄せて示す。
15. 願書, 説明, クレーム及び要約は, タイプ印書又は印刷とする。
16. タイプ印書は, 1.5 文字の行間, 約 6mm スペースとする。
17. 数式又は化学式及び希少図形文字, 記号又はギリシャ語文字に限り, 必要な場合は, 手書きとすることができる。
18. すべての文言は, 黒の退色性のないものとし, 大文字がタテ 0.21cm 以上の文字とする。
19. 願書, 説明, クレーム及び要約は, 図面を含むことはできない。
20. 説明, クレーム及び要約は, 数式及び化学式を含むことができるが, ヌクレオチド及びアミノ酸配列一覧は除く。これらは「配列一覧」として説明の終りに置かなければならない。
21. 説明及び要約は表を含むことができる。クレームは, 主題が表の使用を望ましいとする場合に限り表を含むことができる。
22. 図面は, 文言を含むことができない。ただし, 絶対に不可欠のとき, 例えば「水」, 「蒸

気」、「開」、「閉」、「ABの切断面」等の単語又は語句は別とする。また、図表の理解のために不可欠のときは、工程図表及びブロックダイアグラムに短い欄外見出し語を付すことも許される。

23. 図面は、耐久性のある黒の濃いはっきりした線によらなければならない。

24. 図面の横断面は、斜めのハッチングで表示しなければならない。これは、照合線及び引出し線の明瞭な読みを妨げてはならない。

25. 図面上のすべての番号、文字及び照合線は、単純で明瞭なものとする。括弧、円又は引用符は数字及び文字と併用してはならない。

26. 図の各要素は、図の他の要素のそれぞれと同じ比率でなければならない。ただし、図の明瞭さのために異なる比率が不可欠である場合は、この限りでない。

27. 図面の数字及び文字は、タテ 0.32cm 以上とする。

28. 図面の同一用紙には、数個の図を含むことができる。ただし、相互に明瞭に分離されていなければならない。図は縦の配置が望ましい。異なる複数の図は、アラビア数字で連番を付さなければならない。

29. 説明に記載のない照合符号を図面に表すことはできず、その逆も認められない。同一の特徴は、照合符号で注記される場合は、国際出願を通じて同一の符号で注記されなければならない。

30. (削除)

31. 図面が多数の照合符号を含む場合は、すべての照合符号及びそれらにより注記される特徴を一覧する別紙(照合符号一覧)を添付することが望ましい。

附則 2 特許又は実用新案の出願に添付される書類の要件

1. 先の出願についての優先権書類は、次のものから構成されなければならない。
 - (i) 当該出願の写し又は副本であって提出された当局によって認証されたもの
 - (ii) 出願日及び、該当する場合は、法第 16 条にいう発明又は実用新案の博覧会展示日の表示があり、(i)にいう当局によって発行された証明書
2. 発明又は実用新案が展示された博覧会の優先権書類は、次のものから構成されなければならない。
 - (i) 博覧会に発明又は実用新案が展示されたことの確認を伴う、博覧会役員によって発行された証明書。証明書は、展示者の姓名又は名称、博覧会の名称及び会場、開催期間、発明又は実用新案の展示日、並びに展示された製品表示の陳述書であって、当該製品の説明及び図面を添付したものを含まなければならない。
 - (ii) 展示された製品の説明及び図面であって、これらの書類の内容の真正性についての疑問を生じない方法で博覧会役員によって確認された製品の基本的な技術的特徴を開示するもの
 - (iii) 博覧会が外国で行われた場合は、それが公式又は公認の国際博覧会であったことの陳述書
3. (削除)
4. 出願人が先の優先権を享受する権利の申立は、次のものを含まなければならない。
 - (i) 優先権書類の交付を受けた者の姓名又は事業体の名称
 - (ii) 出願人の姓名又は名称
 - (iii) 発明又は実用新案の名称並びに出願の国、日付及び番号又は博覧会の指定
 - (iv) 先の優先権を享受する権利の基礎となる理由の陳述
 - (v) 出願人又は代理人の署名及び日付
5. 微生物の寄託の認証書は、少なくとも次のものを含まなければならない。
 - (i) 寄託がなされた寄託機関の名称及び住所
 - (ii) 寄託者の姓名及び住所
 - (iii) 寄託機関によって寄託に与えられた受託番号
 - (iv) 寄託機関による生物学的材料の受領日
 - (v) 寄託機関を代表することを授権された者の署名
6. 法第 239 条に明記された事例において、委任状は同条にいう授権と陳述を含むものとする。
7. 本附則の 1. にいう書類がポーランド語、英語、フランス語、ドイツ語又はロシア語以外で作成されている場合は、これらの言語の 1 の翻訳文に翻訳者の署名を付して添付しなければならない。書類と翻訳文はその内容が同一性を確保できるような方法で組み合わせなければならない。
8. 本附則の 2. から 5. までにいう書類並びに本規則第 22 条にいう証拠がポーランド語以外で作成されている場合は、ポーランド語翻訳文を添付しなければならない。7. 第 2 文の規定を準用する。